

(別添1)

(1) 障がい福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

障がい福祉サービス等は、障がい児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う事業

なお、利用者または職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

ア 支援対象サービス（福井県内所在に限る）

1 通所系サービス事業所
生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
2 短期入所サービス事業所
3 障がい者施設等
障がい者支援施設、共同生活援助、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設
4 訪問系サービス事業所
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
5 相談系サービス事業所
計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(1) から (5) を総称して「障がい福祉サービス事業所・施設等」という。

イ 支援対象者

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した障がい福祉サービス事業所・施設等

ウ 支援対象経費

以下のようなかかり増し経費について支援を行う。

(例)

- a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
- b 外部専門家等による研修の実施に要する費用
- c (研修受講等に要する) 旅費・宿泊費等
- d 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用
- e 感染防止を徹底するための面会室の改修費

- f 建物内外の消毒費用・清掃費用
- g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- i 自動車の購入又はリース費用
- j タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- k 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- m 居宅介護職員による同行指導への謝金
- n 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
- o その他知事が認めるもの

エ 交付額の算定方法（補助率10/10）

補助金の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(ア) 別表1（1）に定める事業所・施設ごとに、基準単価に単位を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

(2) 障がい福祉サービス再開に向けた支援事業

障がい児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障がい福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行う事業

支援対象サービス（福井県内所在に限る）

○計画相談支援事業所、障がい児相談支援事業所
○在宅サービス事業所（以下の1から4の総称）
1 通所系サービス事業所
生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
2 短期入所サービス事業所
3 訪問系サービス事業所
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
4 地域移行支援事業所

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

ア 支援対象サービス

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所および障がい児相談支援事業所ならびに在宅サービス事業所

イ 支援対象者

サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所、障がい児相談支援事業所および在宅サービス事業所であり、具体的には、次の（ア）および（イ）のとおりとする。

（ア）計画相談支援事業所および障がい児相談支援事業所

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。

（イ）在宅サービス事業所

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む。）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。

ウ イに関する留意事項

（ア）「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者をいう。

（イ）「確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに記録を行っていることをいう。

（ウ）「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたことをいう。

（エ）「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したことをいう。

（オ）実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

エ 交付額の算定方法（補助率10/10）

補助金の額は、別表1（3）①に定める事業所・施設ごとに、基準単価に単位を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

② 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所および障がい児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

ア 支援対象サービス

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所および障がい児相談支援事業所

イ 支援対象施設等

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所および障がい児相談支援事業所

ウ 補助対象経費

「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る以下のような物の購入費用等について補助を行う。

なお、以下の補助対象経費以外の経費であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の障がい福祉サービス等の提供時では想定されないもので本交付要綱の目的に反しないものであれば対象とする。

- (a) 長机、飛沫防止パネルの購入費
- (b) 換気設備の購入及び設置に要する経費
- (c) 電動自転車等の購入またはリース費用
- (d) タブレット等のICT機器の購入またはリース費用（通信費用を除く）
- (e) 感染防止のための内装改修費
- (f) その他知事が認めるもの

エ 補助額（補助率10/10）

補助金の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (ア) 別表1（3）②に定める事業所・施設ごとに、基準単価に単位を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

(3) 障がい福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

障がい福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であることおよび障がい福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する事業

ア 支援対象者

(ア) 慰労金の給付対象となる職員は、(I)および(II)に該当する者とする。

- (I) 1の(ア)の障がい福祉サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

※ ただし、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（支給対象施設・事業所に準ずるものに限る。）であって、福井県における緊急事態宣言発令中（令和2年4月14日から5月17日）に市町からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

(II) 次のいずれにも該当する職員

①障がい福祉サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者

※「10日以上勤務」とは、障がい福祉サービス事業所・施設等において勤務した日が、令和2年3月18日より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

※年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

②慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該障がい福祉サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

(イ) 慰労金の給付は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

イ 支援額

(ア) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した障がい福祉サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

- ・（訪問系サービス）実際に新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員1人20万円を給付
- ・（その他の障がい福祉サービス事業所・施設）実際に新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該事業所・施設で勤務した職員1人20万円を給付
※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日
- ・それ以外の職員1人5万円を給付

(イ) (ア) 以外の障がい福祉サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員1人5万円を給付

ウ 代理受領手続

(ア) 障がい福祉サービス事業所・施設等は、慰労金の申請を行うに当たり、原則として、各職員から代理受領の委任状（様式11）の提出を受けること。

(イ) 障がい福祉サービス事業所・施設等は、代理受領の委任状を令和3年4月1日から5年間保管するとともに、県から求められた場合は提示できるようにすること。

エ 留意事項

今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和2年法第27号）に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

また、事業者が代理受領した場合にあっては、職員口座への振込手数料については厚生労働省の定めるところにより助成する（補助率10/10）。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。